

資料 4 関係用語集

用 語	説 明
NPO	Non Profit Organization の略で、非民間営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人（NPO 法人）と呼ばれる。
介護給付費準備基金	3年度を単位とした介護保険の事業運営期間に介護保険給付費が見込みより少ないことにより生じた余剰金を積み立てる基金。
介護サービス計画	利用者が、いつ、どこで、どんなサービスを、どれだけ利用するかを決める、おおむね1か月単位のサービス計画で、利用者の心身の状況や家族の希望を踏まえたうえで、介護支援専門員が作成。
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	介護サービス計画の作成などに関する介護支援専門員実務研修を修了し、利用者の心身の状況などに対応した適切な介護サービスを提供するため、介護サービスを行う事業者などと連絡調整を取りながら、介護サービス計画の作成などを行う人。
介護保険事業計画	介護保険法に規定のある介護保険事業の円滑な実施に関する計画。
介護予防プラン	在宅のおおむね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となるおそれのある高齢者が要介護に陥らないよう予防する日常生活の支援計画。
介護療養型医療施設	介護保険適用部分を持つ療養型病床群を有する病院・診療所、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院、介護力強化病院で、長期にわたり治療を必要とする要介護認定を受けている人に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練を提供する。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護認定を受けている人に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話等を提供する施設。
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護、医学管理下における介護を必要とする要介護認定を受けている人に、医療や日常生活上の世話等を提供する施設。
機能訓練	疾病、負傷等により心身機能の低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練。
居宅介護支援	居宅サービスが適切に利用できるよう、介護サービス計画の作成、介護サービス事業者との利用調整、介護保険施設の紹介など、利用者の依頼を受けて居宅介護支援事業者が行うサービス。

居宅サービス	<p>要介護・要支援の認定を受けている人を対象にした居宅における介護サービスで、種類は次のとおり。</p> <p>①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養型介護 ⑩痴呆対応型共同生活介護 ⑪特定施設入所者生活介護 ⑫福祉用具貸与 ⑬福祉用具購入費の支給 ⑭住宅改修費の支給</p>
居宅療養管理指導	<p>要介護・要支援の認定を受けている人を対象に、病院などの医師や歯科医師、または薬局の薬剤師などにより療養上の管理や指導を行う介護サービス。</p>
グループリビング	<p>高齢者が身体機能の低下を補うため、共同で住まうことを目的とする居住形態。</p>
ケアハウス	<p>介護利用型の軽費老人ホームで、家庭環境や住宅事情により、居宅で生活することが困難な60歳以上の方が、低額な料金で生活する施設。できる限り自立した生活ができるよう、生活相談、入浴、食事、緊急時対応などのサービスが提供される。</p>
軽費老人ホーム	<p>A型、B型及びケアハウスの3種がある。</p> <p>A型は、身寄りのない人や家庭の事情等により家族との同居が困難な60歳以上の方が、低額な料金で生活する施設で、食事などのサービスが提供される。</p> <p>B型は、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な一定程度の健康状態の60歳以上の方が助言等の支援を受け自炊生活する。</p>
健康教育	<p>健康診査の要指導者などを対象に、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育のこと。</p>
健康診査	<p>心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導のこと。基本健康診査、各種がん検診等がある。</p>
健康手帳	<p>自らの健康管理と適切な医療の確保を目的として、健康診査の結果や健康保持のため必要な事項を記載する手帳を老人保健法に基づく医療を受けることができる者や40歳以上の要指導者等に配布している。</p>
権利擁護	<p>意思能力が十分でない高齢者や障害者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護されること。</p>
高齢社会	<p>総人口に対する65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が14%を超える社会をいう。高齢化率が7%以上14%未満の社会を「高齢化社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。</p>
高齢者向け優良賃貸住宅	<p>バリアフリー設計の賃貸住宅で、緊急時対応サービス等により高齢者に対応し、低廉な家賃で入居できる住宅。食事や介護サービスはない。</p>

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）	平成11年12月策定の、介護保険制度の円滑な実施とともに、介護予防、生活支援、生きがい、健康づくりを総合的に進めていくための今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向を策定した国の計画。
在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護に関する総合的な相談、情報の提供、関係機関との連絡調整をする機関で24時間体制で行っている。現在市内に8か所。
参酌標準	介護保険法に定めのある基本指針（介護保健事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるにあたって参酌すべき標準。
施設サービス	要介護認定を受けている人が介護保険施設に入所して受ける介護サービス。介護保険施設には、①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設の3施設がある。
指定居宅サービス事業者	都道府県知事からサービスの種類に応じて指定を受け、介護保険の居宅サービス事業者となったもの。
市民農園	市民が農作業を通じて土に親しみ、ゆとりと潤いのある時間を過ごしながら、農業への理解を深めてもらえるよう設置されているもの。現在市内に19か所（372区画）。
住宅改修費の支給	要介護・要支援の認定を受けている人が、手すりの取り付けや床段差の解消など住宅改修を行ったときに、その費用の9割を18万円を限度として支給する介護サービス。
所得段階別保険料	負担能力に応じた保険料とするため、所得金額や市民税の課税の有無により5段階に区分されている保険料。 所得段階別の保険料月額は次のとおり。 第1段階：保険料基準月額×0.5 （市民税世帯非課税かつ者齢福祉年金受給者及び生活保護受給者） 第2段階：保険料基準月額×0.75 （市民税世帯非課税者） 第3段階：保険料基準月額 （市民税本人非課税者） 第4段階：保険料基準月額×1.25 （市民税課税者で合計所得が200万円未満の者） 第5段階：保険料基準月額×1.5 （市民税課税者で合計所得が200万円以上の者）
シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の労働能力の活用と生きがいを図るため、就労希望者はセンターに登録し、企業等からの依頼により派遣する就労提供機関として、知事が市町村に1個限り指定する公益法人。
シルバーハウジング	バリアフリー化に対応するとともに、生活指導、相談、安否確認等を行う生活支援員を配置した公営住宅等。

生活支援ハウス	<p>老人デイサービスセンター等に居住部門を併設した小規模多機能施設であり、在宅生活に不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的としている。原則として60歳以上の人が利用し自炊をする。</p>
成年後見制度	<p>自己決定権の尊重という考え方を基に、痴呆性高齢者など判断能力が不十分な人が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度。</p> <p>①法定後見制度：判断能力が不十分な状態になってしまった後に、その人を保護する者を家庭裁判所が選任する制度。</p> <p>②任意後見人：判断能力があるうちに本人が自分の意思で、判断能力が不十分になったときのことをあらかじめ契約によって決めておく制度。</p> <p>③成年後見登記制度：従来、禁治産・準禁治産に関する情報は戸籍に掲載されていましたが、成年後見登記制度では、戸籍には記載されず、登記所に備える登記ファイルに記載される。また、登記事項証明書の請求は、本人・成年後見人など、一定の人に制限される。</p>
多目的トイレ	<p>車いす利用の障害者はもとより、オストメイトも利用できる洗浄シャワーや排出処理、ベビーシートが整備され、妊婦や乳幼児連れの人なども利用できる多機能型トイレ。</p>
短期入所生活介護	<p>要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、短期間の入所をする特定の施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。</p>
短期入所療養介護	<p>要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、短期間の入所をする介護老人保健施設や介護療養型医療施設などで、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの医療、日常生活上の世話を行う介護サービス。</p>
地域ケア会議	<p>基幹型在宅介護支援センターに設置し、保健、医療、福祉介護関係者により構成され、地域の在宅介護支援センターを統括し、ケア事例会議の開催などを通じて介護予防・生活支援サービス、介護サービスの質的向上を図る。</p>
地域福祉権利擁護事業	<p>地域の社会福祉協議会が窓口となって、痴呆性高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。</p>
痴呆対応型共同生活介護	<p>要介護・要支援の認定を受けている痴呆の状態にある人を対象に、痴呆性高齢者グループホームで、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。</p>
通所介護	<p>要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴・食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行う介護サービス。</p>
通所リハビリテーション	<p>要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、介護老人保健施設や病院などで、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う介護サービス。</p>

特定施設入所者生活介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う介護サービス。
特定疾病	40歳～64歳の方で、日常生活に介護が必要になった原因が、介護保険法施行令で定められた次の15の疾病（特定疾病）の場合介護保険の申請ができる。 ①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靭帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗鬆症 ④シャイ・ドレーガー症候群 ⑤初老期における痴呆 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑩脳血管疾患 ⑪パーキンソン病 ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬慢性関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患 ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
特別給付	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、市が介護保険法で定められた給付以外のものを独自に行う給付。第1号被保険者の保険料を財源とする。
ニュースポーツ	オールドスポーツに対比する新しいスポーツで、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボール、インディアカ、ミニテニス、ペタンクなど。
8020運動	80歳で20本以上の歯を保とうという愛知県が進めている運動。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）を取り除くという意味で、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう。
被保険者	介護保険の被保険者は次のように2区分されている。 ①第1号被保険者：65歳以上の者。 ②第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
福祉用具貸与	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、ベッドや車いす、歩行器など日常生活上の便宜を図るためや機能訓練のための用具を貸与する介護サービス。
福祉用具購入費の支給	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、入浴や排泄のために必要な福祉用具を購入したときに、その購入費の9割（年間9万円限度）を支給する介護サービス。
ふれあいデイサービス	福祉の里レインボープラザにて、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、週1回レクリエーションや生活指導等を行うサービス。
ふれあいミニデイサービス	家に閉じこもりがちな高齢者を対象にし、地域の老人憩いの家等を利用し、地域の運営で行うデイサービス。
訪問介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、ホームヘルパーなどが住まいを訪問し、入浴・排泄・食事の介護などの日常生活上の世話をする介護サービス。
訪問看護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、看護師などが住まいを訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う介護サービス。

訪問指導	療養上の保健指導が必要である40歳以上の方に、保健師等が家庭を訪問し、本人及び家族に対して保健指導を行うもの。
訪問入浴介護	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、住まいに特殊な浴槽を運び、その浴槽を使って入浴を行う介護サービス。
訪問リハビリテーション	要支援・要介護の認定を受けている人を対象に、理学療法士や作業療法士などが住まいを訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う介護サービス。
ふれあいの家	高齢者が世代を超えて交流することにより、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与するため市独自で設置している施設。市内34か所に設置。
レクリエーションスポーツ	余暇活動として行うスポーツで、競技スポーツに対して、誰でも気軽に参加できるレクリエーション的なスポーツ。
老人憩いの家	60歳以上の人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康の増進を図ることを目的として設置している施設。市内15か所に設置。
老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じ、また健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営ませることを目的とした施設。市内に総合福祉センターと福祉の里レインボープラザの2か所設置。
老人保健福祉計画	老人保健法に規定のある高齢者の保健事業を推進するための老人保健計画と、老人福祉法に規定のある福祉事業を推進するための老人福祉計画とを一体的に策定した計画。
老人保健福祉圏域	愛知県が高齢者保健福祉に関する事務を効率的かつ効果的に営む目的で設定した広域行政圏。春日井市は、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町とともに尾張北部圏域を構成している。

平成 15 年 3 月

第 2 次春日井市高齢者総合福祉計画

発 行 春日井市 健康福祉部 福祉課
愛知県春日井市烏居松町 5 丁目 44 番地
〒486-8686 TEL (0568)85-6186